

交通死亡事故多発警報発令

期間：令和8年10月5日（月）～令和8年10月14日（水）

廿日市市内で交通死亡事故が多発しています。

事故類型	場所	状況
車両対車両	宮内（県道）	軽貨物自動車と大型貨物自動車衝突
車両対歩行者	津田（県道）	普通乗用自動車と歩行者と衝突

「廿日市市交通死亡事故多発警報発令」に関する市長談話

廿日市市内において、令和8年9月3日（木）に1件1人、9月30日（水）に1件1人の交通死亡事故が発生し、わずか1ヶ月足らずの間に、2人の尊い命が交通事故により奪われるという大変憂慮すべき事態となりました。

交通死亡事故を防止し、これ以上犠牲者を出さないため、ここに「廿日市市交通死亡事故多発警報」を発令します。

【運転者の方へ】

- シートベルトを着用し、早めにライトを点灯することや、上向きライト（ハイビーム）を活用して、歩行者などに対する安全確認を十分に行って運転してください。
- スピードの出し過ぎに注意し、交差点付近では、一時停止や徐行をするなど思いやりのある運転を心がけ、わき見運転などは絶対にしないでください。
- 交通量の少ない道路や時間帯であっても、漫然と運転するのではなく、緊張感を持った運転を心がけてください。

【自転車や歩行者の方へ】

- 明るい服装を心がけ、LEDライトや反射材用品などを活用し、道路を横断するときは、十分に安全確認を行い、横断歩道や信号機のある交差点近くでは、必ずその横断歩道や交差点で横断してください。

【高齢者の方へ】

- 夜間歩行中は、必ず反射材用品などを着用してください。
また、車を運転するときは、加齢による身体機能の変化を自覚して、慎重に運転してください。

交通事故を防止するためには、交通安全に対する心掛けと思いやりを持った行動が大切です。市民の皆さま一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールと交通マナーを守り、交通事故の防止に努めていただきますようお願いいたします。

令和8年10月5日
廿日市市長 松本 太郎